

新設分割にかかる事前開示書類

当社は、2020年2月13日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社が営むプラットフォーム事業本部に関する事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ（以下「新設分割設立会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。

本件新設分割に関し、会社法第803条及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり、新設分割にかかる事前開示事項を開示いたします。

1. 新設分割計画書の内容

別紙 新設分割計画書のとおりです。

2. 本件新設分割の対価の定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新設分割設立会社が発行する株式数については、当社が新設分割設立会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4. 本件新設分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

① 当社の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ

れ金 119,571 千円及び金 2,172 千円であり、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

- ② 本件新設分割後は、新設分割設立会社に承継される債務の全てについて、重畳的債務引受けをするものとしたします。
- ③ 本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ④ 以上を踏まえ、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関して

本件新設分割後における新設分割設立会社の収益状況について、新設分割設立会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上

株式会社 LITALICO
代表取締役 長谷川 敦弥

新設分割計画書

株式会社 LITALICO（以下「甲」という。）は、甲のプラットフォーム事業本部に関する事業（以下「対象事業」という。）に関して有する権利義務を、会社分割により新たに設立する株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ（以下「乙」という。）に承継させる新設分割（以下「本会社分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本分割計画書」という。）を作成する。

第1条 乙の定款で定める事項

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ定款」に記載のとおりとする。

第2条 乙の設立時取締役

乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

- (1) 取締役 岡本 敬史

第3条 承継する権利義務に関する事項

1. 乙は、本成立日（第7条に定義する。以下同じ。）に、別紙2「承継対象権利義務明細表」記載の甲の資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。なお、不法行為によって生じた債務は一切承継されないものとする。
2. 前項により乙が承継する債務の全てにつき、甲は重畳的債務引受をする。

第4条 乙が本会社分割に際して交付する株式の数

乙は、本会社分割に際して、甲に対し、乙の普通株式 200 株を発行し、その全てを前条1項に定める権利義務の対価として交付する。

第5条 乙の資本金及び準備金の額

乙の設立時の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。但し、本成立日における甲の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 資本金 金 10,000 千円
- (2) 資本準備金 金 0 円
- (3) 利益準備金 金 0 円

第6条 分割承認決議

甲は、本成立日の前日までに、適法な機関における本分割計画書の承認、その他必要事項の決議を取得する。

第7条 乙の成立の日

乙の成立の日は 2020 年 4 月 1 日（以下「本成立日」という。）とし、乙は、同日をもってその登記申請を行うものとする。但し、手続の進行上の必要性、乙において取得すべき許認可の取得状況、その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会決議によ

りこれを変更することができる。

第8条 競業禁止義務

甲は、本成立日後においても、対象事業について、乙に対し競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 条件の変更

本分割計画書の作成後本成立日までの間に、天災地変その他の事由により、対象事業の財産状態若しくは経営状態又は承継対象となる権利義務に重大な変更が生じたとき、又は、本会社分割の目的の達成に重大な支障となる事態が生じたときは、甲の取締役会決議により、必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本会社分割を中止することができる。

第10条 規定外事項

本分割計画書に定めるもののほか、本会社分割に関し必要な事項は、本会社分割の趣旨に従って、甲がこれを決定するものとする。

以上

2020年2月13日

株式会社 LITALICO

代表取締役 長谷川 敦弥

別紙 1

定 款

株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズと称し、英文では、LITALICO Media & Solutions Inc. と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種情報提供サービスおよび情報処理サービス業
2. 職業安定法に基づく職業紹介事業

3. 広告、宣伝に関する企画、制作および製作、代理店業
4. 電子商取引システム、その他 WEB サービス等の企画、開発、デザイン、運営、保守、管理及びコンサルティング事業
5. 人材の募集・転職活動に関する情報の収集及び提供
6. コンピュータ・携帯端末向けソフトウェア等の企画、開発、デザイン、運営、保守、管理及びコンサルティング
7. 人事・労務・福利厚生・教育研修業務及びこれらに関するコンサルティング事業
8. 経営及び販売促進に関するコンサルティング事業
9. 障害福祉、介護、その他福祉サービスに関するコンサルティング事業
10. 企業・団体の委託を受けて行う下記の業務
 - (1) 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発行及び管理業務
 - (2) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務
 - (3) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保健、退職等に伴う事務の処理業務
11. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
12. 古物売買業
13. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、経営指導及びコンサルタント業務
14. 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事その他各種興行の企画、制作及び実施
15. 通信教育の実施、その他教育・学習支援事業
16. 教材、教具、玩具、文房具、日用品雑貨の販売
17. ライフプラン、その他の生活全般に関するコンサルティング事業
18. キャリアカウンセリング、その他の職業生活全般に関するコンサルティング事業
19. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条

当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告の方法)

第4条

当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(会社の機関)

第5条

当社には、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を置かない。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は1万株とする。

(株券の不発行)

第7条

当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条

当会社は、相続その他の一般承継により 当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第10条

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して 請求しなければならない。ただし、法務省令に定めのある場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の各抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条

前二条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条

当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、予め公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総

会は必要に応じ招集する。

2. 株主総会は、開催日の3日前までに、議決権を有する株主に対し招集通知を発して招集する。ただし、招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面をもってすることを要しない。

3. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

(議長)

第15条

株主総会は、社長たる取締役がその議長となる。

2. 社長たる取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。

この場合は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条

当会社には、取締役を1名以上置く。

(取締役の選任の方法)

第19条

当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第21条

当会社に取締役が複数いるときは、代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

2. 代表取締役は社長とする。ただし、取締役が1名の場合は、その者を社長とする。

(取締役の報酬等)

第22条

当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定)

第23条

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第24条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第25条

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第26条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条

当社の設立時発行株式の数は200株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第2条

当社の設立に際して出資される財産の価額は金1,000万円とする。

2. 当社の設立時資本金は、金1,000万円とする。

(最初の事業年度)

第3条

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第4条

当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

| | |
|----------|-------|
| 設立時取締役 | 岡本 敬史 |
| 設立時代表取締役 | 岡本 敬史 |

(法令の準拠)

第5条

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(附則の取扱)

第6条

本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上、東京都目黒区上目黒二丁目1番1号株式会社LITALICOのプラットフォーム事業本部に関する事業に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

令和 2年 2月 13日

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社LITALICO
代表取締役 長谷川 敦弥

別紙2

承継対象権利義務明細表

乙は、対象事業に関して甲が本成立日の前日の終了時（以下「基準時」という。）において有する、以下に定める資産、債務、契約その他の権利義務を甲から承継するものとする。

なお、以下の定めは、甲の2019年3月末日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基

礎として記載されているが、本会社分割により乙が承継するのは、これに基準時までの増減を加減した対象事業にかかる資産・負債及びその他の権利義務並びに契約上の地位とする。

1. 資 産

甲が、基準時において保有している資産のうち、対象事業に属するものであって、甲の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分されている資産。ただし、成立日までに甲が定めるものを除く。

(1) 流動資産

- ① 現金及び預金
- ② 売掛金
- ③ 貯蔵品
- ④ 前渡金
- ⑤ 未収入金
- ⑥ 前払い費用
- ⑦ 貸倒引当金
- ⑧ その他の流動資産

(2) 固定資産（知的財産権は承継対象資産から除く）

- ① 工具・器具及び備品
- ② ソフトウェア
- ③ 子会社株式
- ④ 敷金返還請求権
- ⑤ その他の固定資産

2. 負債及び債務

基準時において存在する甲の負債及び債務のうち、対象事業に属するものであって、甲の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分られている負債及び債務。ただし、成立日までに甲が定めるものを除く。

(1) 流動負債

- ① 未払金
- ② 未払費用
- ③ 前受収益
- ④ その他の流動負債

(2) 固定負債

3. 契約等（雇用契約等については第4項に記載のとおり）

基準時において有効な、又は本計画承認日から基準時まで新たに締結され、基準日後に発効することが予定されている、対象事業に属する契約及びこれらに付随する一切の権利義務。ただし、成立日までに甲が定めるものを除く。

4. 雇用契約等

基準時において、対象事業に専ら従事する全ての従業員との雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務を、乙は承継せず、同従業員は引き続き甲に帰属する。

以上